

参考（改正後全文）
老発第0529001号
平成18年5月29日

最終改正
老発0320第5号
平成27年3月20日

指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働省老健局長
（公 印 省 略）

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間
整備推進交付金の実施について

標記の交付金については、「地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）により行っているところであるが、今般、同通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」の一部を改正し、別紙のとおりとすることとしたので、本制度の円滑な実施について特段のご配慮をお願いする。

(別紙)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び
地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱

第1 目的

本要綱は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号。以下「法」という。)及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則」(平成26年厚生労働省令第71号。以下「規則」という。)の規定に基づく地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金(「市町村交付金」と総称する。以下同じ。)の実施に関する基本的事項を定めるものである。

第2 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金
(日常生活圏域を単位として作成する整備計画に対する交付金)

(1) 面的整備計画の作成

ア 法附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号。以下「旧整備法」という。)第4条第1項に規定する市町村整備計画に掲載された同条第2項第2号の規定に基づく事業実施のため、市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、住民にとって身近な日常生活圏域(旧整備法第4条第2項第1号に規定する日常生活圏域をいう。以下同じ。)を単位として、公的介護施設等(法第2条第2項に規定する公的介護施設等をいう。以下同じ。)の面的な配置構想を基に、今後3年以内に実施する基盤整備事業を明らかにした面的整備計画を作成することができる。

面的整備計画に記載すべき事項は次のとおりである。

- (ア) 面的整備計画の名称
- (イ) 面的整備計画の区域
- (ウ) 公的介護施設等の整備に関する目標
- (エ) 面的整備計画の期間
- (オ) (ウ)の目標を達成するために必要な事業に関する事項
- (カ) 日常生活圏域における公的介護施設等の整備の状況
- (キ) 面的整備計画に基づく事業に要する費用の額
- (ク) 市町村交付金の額の算定のために必要な事項
- (ケ) 面的整備計画の作成に係る住民の意見の反映等に関する事項
- (コ) 面的整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項
- (サ) その他市町村が必要と認めた事項

イ 公的介護施設等の整備に関する目標を達成する観点から、ア(オ)に関し、介護予防拠点の整備事業のみ、又は、地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る事業のみを盛り込んだ面的整備計画を作成することも差し支えないものとする。

(2) 面的整備計画作成に当たっての留意点

ア 面的整備計画は、当該市町村の住民の生活に密接に関係することから、その作成又は変更にあたって、住民の意見を反映させる仕組みを設けることとする。

イ 面的整備計画を作成又は変更した場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県知事にその写しを送付するものとする。

ウ 公的賃貸住宅団地の既存施設等を活用してサービス拠点を整備する事業(高齢者安心住空間整備事業という。)は、面的整備計画及び先進的事業計画において、実施するものとする。

(3) 面的整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、市町村交付金を充てて面的整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号による面的整備計画書(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施(促進)のために必要な事業を実施しようとするときは、様式第1号 2を併せて提出することとし、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスセンター及び複合型サービス事業所を整備する事業を実施しようとするときは、様式第1号 3を併せて提出することとする。また、高齢者安心住空間整備事業により実施する場合は、別紙様式第5号へ再掲するものとする。)を作成し、計画期間の初年度の前年度の2月末日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生(支)局長」という。)に提出するものとする。

なお、平成26年度までの間、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る分については、各都道府県に設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金、地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る分のうち施設の開設準備に要する経費を補助する事業及び定期借地権の利用により施設の整備を促進する事業については、各都道府県に設置された介護職員処遇改善等臨時特例基金を活用した補助の対象となっていることから、当該基金事業により補助を実施する場合は、本交付金ではなく、各都道府県が定めた補助要綱等に従って、手続きを行うこととなることに留意すること。

(4) 面的整備計画の評価

市町村は面的整備計画に基づく計画期間が経過した後は、当該面的整備計画の目標の達成状況について、学識経験者等で構成する委員会による評価を行い、その結果を公表するものとする。

(5) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付

(ア) 対象事業

(1) ア(ウ)の公的介護施設等の整備に関する面的な配置構想を達成するため、法附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の旧整備法第4条第2項第2号並びに地域における

公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号。以下「旧整備規則」という。）規則第4条、第5条及び第6条に定められた事業のうち次に掲げる施設等を整備する事業を対象とする。

a 地域密着型サービスの拠点

(a) 小規模多機能型居宅介護拠点

(b) 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

(c) 小規模（定員29人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

(d) 認知症高齢者グループホーム

(e) 認知症対応型デイサービスセンター

(f) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(g) 複合型サービス事業所

b 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

c 介護予防拠点

d 地域包括支援センター

e 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。）

(イ) 施設等の整備

(ア)の対象事業については、地域再生の観点も踏まえ、空き家、空き店舗など地域の既存資源の有効活用に留意し、地域の創意工夫をいかした効果的かつ効率的な整備を図るよう努めるものとする。又、高齢者安心住空間整備事業についても(ア)の対象事業により実施するものとする。

(ウ) 採択基準

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、高齢者が介護を必要となっても住み慣れた日常生活圏域において生活を継続することができるようにするための基盤整備が求められる中で、公的介護施設等の整備状況に地域差があることを踏まえ、整備を行う必要性が高い面的整備計画から優先して採択することとし、次の観点から評価を行う。

a 別表1の市町村交付金採択指標の客観的指標（指標1～指標3）により、提出された面的整備計画の評価点を算定する。

- b aにより得られた点数に、別表1の市町村交付金採択指標の政策的指標(指標4～指標10)による加算点を加えた総合評価点に基づき、予算の範囲内で優先順位の高い面的整備計画から順に採択することとする。

(エ) 交付額の算定方法

a 算定方法

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は面的整備計画ごとに交付するものとし、面的整備計画に記載された施設等につき、別表2(1)の第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

b 国の財政上の特別措置

次の表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が面的整備計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、aにより算定した額に第3欄に定める加算額を加算することとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス 	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス 	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・複合型サービス事業所 ・介護老人保健施設 ・生活支援ハウス 	別表2の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額

c 豪雪地帯対策特別措置法による特例

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、a及びbにより算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算とすることとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

d 年度単位の交付

複数年度にわたる面的整備計画に対する地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付については、面的整備計画に記載された個々の事業の着工時期に着目し、年度ごとに交付するものとする。

(6) 地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付

(ア) 対象事業

- (1) ア(ウ)の公的介護施設等の整備に関する面的な配置構想を達成するため、法附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 1 条の規定による改正前の旧整備法第 4 条第 2 項第 2 号及び旧整備規則第 6 条に定められた事業のうち次に掲げる事業に必要な経費を対象とする。
- a 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業
 - ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に利用者からの通報を受け付けることができる通信機器及びシステムの導入
 - ・適切にオペレーターに通報できる端末の購入又はリース
 - ・ICTを活用した、訪問介護員等がサービス提供の状況をリアルタイムで情報共有するため携帯する端末(当該情報共有を管理するためのシステム等を含む。)
 - ・事業立上げの初年度に必要なその他の経費
 - b 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業
 - ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等
 - c 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
 - ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等
 - d 複合型サービス事業所等の設置による地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業
 - ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等
 - e 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業
 - ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等
 - f 都市型軽費老人ホーム及び小規模(定員 29 人以下)な養護老人ホームの開設のために必要な事業
 - ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等
 - g 介護療養型医療施設の改修等による介護老人保健施設等への転換整備に必要な事業
 - ・転換にあたり必要な設備整備等
 - h その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業
 - ・事業立上げの初年度に必要な設備整備等
 - i 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の促進のために必要な事業(平成 25 年度補正予算分)
 - ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に利用者からの通報を受け付けることができる通信機器及びシステムの導入
 - ・適切にオペレーターに通報できる端末の購入又はリース
 - ・ICTを活用した、訪問介護員等がサービス提供の状況をリアルタイムで情報共有するため携帯する端末(当該情報共有を管理するためのシステム等)

含む。)

- ・事業立上げの初年度に必要なその他の経費
- j 施設の開設準備に要する経費を補助する事業
- ・施設の開設準備のために必要な設備整備等
- k 定期借地権の利用により施設の整備を促進する事業
- ・施設用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）

(イ) 採択基準

(ア)の事業については、地域の実情に応じた実効性のある地域介護・福祉空間形成を推進する必要があることから、(5)(ウ)の採択基準による優先順位に従い、予算の範囲内で採択することとする。

(ウ) 交付額の算定方法

面的整備計画に記載された事業ごとに、別表2(2)の第2欄に定める配分基礎単価の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(エ) 年度単位の交付

複数年度にわたる面的整備計画に対する地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付については、面的整備計画に記載された個々の事業の設備の購入時期や運営開始時期等に着目し、年度ごとに交付するものとする。

(7) 継続事業の交付

前年度に採択され、面的整備計画に記載された事業については、様式第2号に当該年度の交付予定額を記入の上、前年度の2月末日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生(支)局長へ提出するものとする。

(8) その他

面的整備計画が多数にのぼった場合は、1市町村につき採択する計画数を調整し、又は、1計画当たりの交付上限額を調整することがあるものとする。

第3 優先すべき事項について

面的整備計画の作成に当たっては、次のものを優先的に計画に盛り込むこととする。

- (1) 施設入所者の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を勘案して優先度の高い老朽施設の改築を行うもの。
- (2) 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。

- (3)都市部における用地取得の困難性にかんがみ、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。
- (4)過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。
- (5)地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。
- (6)入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。
- (7)地域の人材・知識が集積する知の拠点である大学等と連携した地域づくりを進めていくもの。

第4 先進的事業支援特例交付金(市区町村全域を単位として作成する整備計画に対する交付金)

(1)介護療養型医療施設転換整備計画

ア 介護療養型医療施設転換整備計画の作成

市町村は、療養型医療施設の再編に当たって、既存の介護療養型医療施設について円滑な転換を推進するため、毎年度、既存の介護療養型医療施設の介護老人保健施設やケアハウス等への転換を基本とする「介護療養型医療施設転換整備計画」を作成することができる。

介護療養型医療施設転換整備計画に記載すべき事項は次のとおりである。

- (ア) 介護療養型医療施設転換整備計画の名称
- (イ) 介護療養型医療施設の転換に関する目標
- (ウ) 市町村における介護療養型医療施設の状況
- (エ) (イ)の目標を達成するために転換が必要な介護療養型医療施設を有する施設等の名称等
- (オ) 介護療養型医療施設転換整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- (カ) 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項
- (キ) その他市町村が必要と認めた事項

イ 介護療養型医療施設転換整備計画作成に当たっての留意点

- (ア) 介護療養型医療施設転換整備計画は、市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画及び医療計画と調和が保たれていることが必要である。

- (イ) 介護療養型医療施設転換整備計画は、面的整備計画及び先進的事業整備計画と重複して交付金を交付しないものとする。
- (ウ) 介護療養型医療施設は、市町村域を越えた広域的な利用につながるものであることから、介護療養型医療施設転換整備計画の作成又は変更にあたっては、都道府県の意見を聞かなければならないものとする。
- (エ) 介護療養型医療施設転換整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

ウ 介護療養型医療施設転換整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、先進的事業支援特例交付金を充てて介護療養型医療施設転換整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第3号による計画書を作成し、計画年度の前年度の2月末日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

エ 先進的事業支援特例交付金の交付（介護療養型医療施設転換整備計画に係る分）

(ア) 対象事業

法附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の旧整備法第4条第2項第2号、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項及び規則附則（平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一〇号）第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた規則第6条第2号の規定に基づき、介護療養型医療施設転換整備計画に記載する事業は介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業とし、介護療養型医療施設転換整備計画に係る先進的事業支援特例交付金は当該事業に要する経費を対象とする。

なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、b、c並びにhについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。

- a 介護老人保健施設
- b ケアハウス
- c 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）
- d 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）
- e 認知症高齢者グループホーム
- f 小規模多機能型居宅介護拠点
- g 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくも

のに限る。)

h 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登録されている賃貸住宅。

(イ) 整備区分

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。

(ウ) 交付額の算定方法

介護療養型医療施設転換整備計画に係る先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その交付額の算定にあたっては、市町村ごとに介護療養型医療施設転換整備計画に記載された事業について、別表3(1)の第1欄に定める整備の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数(ただし、廃止予定の介護療養型医療施設の定員数を上限とする。)を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 先進的事業整備計画

ア 先進的事業整備計画の作成

市町村は、高齢者が出来る限り在宅に近い居住環境の中で生活が営めるようにするため、また、地域における介護・福祉・医療等の多様なニーズに応えるため、毎年度、都市型軽費老人ホームの整備等の先進的な事業を基本とする「先進的事業整備計画」を作成することができる。

「先進的事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

(ア) 先進的事業整備計画の名称

(イ) 先進的事業の目標

(ウ) (イ)の目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所

(エ) 先進的事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額

(オ) 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

イ 先進的事業整備計画作成に当たっての留意点

(ア) 先進的事業整備計画は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画と調和が保たれていることが必要であり、先進的事業整備計画に定める施設の整備量は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画に定める計画値の範囲内とする。

(イ) 先進的事業整備計画は、面的整備計画又は介護療養型医療施設転換整備計画と

重複して交付金を交付しないものとする。

- (ウ)特別養護老人ホームのユニット化改修等は、市町村域を越えた広域的な利用につながるものであることから、先進的事業整備計画の作成又は変更に当たっては、施設が設置される都道府県の意見を聞かなければならないものとする。
- (エ)先進的事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

ウ 先進的事業整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、先進的事業支援特例交付金を充てて先進的事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第4号(市町村提案事業を実施しようとするときは、様式第4号 2を併せて提出する。また、高齢者安心住空間設備事業により実施する場合は、様式第5号へ再掲するものとする。)による計画書を作成し、計画年度の前年度の2月末日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生(支)局長に提出するものとする。

エ 先進的事業支援特例交付金の交付(先進的事業整備計画に係る分)

(ア)対象事業

法附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の旧整備規則第4条第7号、第5条第3号、第6条第7号及び附則(平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一〇号)第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた第6条第2号(ユニット型施設を整備する事業に限る。)に定められた次に掲げる事業に要する経費を対象とする。

a 既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設の改修により、第4の(1)の工の(ア)a、b又はd若しくはeに掲げる施設であってユニット型のものに転換する事業

なお、当該事業については、平成26年度までの間、各都道府県に設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した補助の対象となっていることから、本交付金ではなく、各都道府県が定めた補助要綱等に従って、手続きを行うこととなることに留意すること。

b 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイの整備事業

c 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホームを整備する事業(都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65平方メートル(収納設備を除く)以上とすることが望ましい。)

d 介護関連施設等において、当該施設等に雇用される介護職員等のため施設内保育施設を設置する事業

e 市町村から提案された全国的に見て先進的な事業

(高齢者安心住空間整備事業のうち高齢者複合サービス拠点、高齢者と子供や障害者との世代間の交流や共生を目指した事業を行うための拠点、スポーツ活

動や介護予防等を通じて地域交流を図る事業を行うための拠点、高齢者の見守り等の支援を行うための拠点、既存施設のモデル的な環境整備等、地域包括ケアの推進にふさわしい地域の拠点と認められるものであって、既存施設や設備の老朽化に伴う整備又は改修は認められない。）

- f 小規模(定員29人以下)な養護老人ホーム整備事業(地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム)
- g 高齢者の生きがい活動や地域貢献等(見守り・配食等の生活支援活動、高齢者への配食サービス用農産物等の生産活動、高齢者スポーツの指導活動等の地域のニーズに応じた活動等)を目的としたNPO法人等の非営利組織等の活動拠点となる「地域支え合いセンター」を整備する事業
- h 既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- i 認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う耐震改修を実施する事業

(イ) 交付額の算定方法

a 算定方法

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その交付額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的事業整備計画に記載された事業について、別表3(2)の第1欄に定める事業の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

b 国の財政上の特別措置

次の表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が先進的事業整備計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、aにより算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加 算 率
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム 	1 . 1 0
沖縄振興特別措置法第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム 	1 . 5 0
豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム 	1 . 0 8
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム ・ ケアハウス 	1 . 3 2

別表 1

市町村交付金採択指標

1 客観的指標

	内 容
指標 1	当該市町村における65歳以上人口の平成25年から平成35年までの増加率
指標 2	計画の区域における65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の夫婦のみの世帯の割合（当該年4月1日現在）
指標 3	計画の区域における介護保険3施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）及び介護専用の居住系サービス（認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設（地域密着型特定施設を含む。））の総定員の要介護2以上の認定者数に対する割合（当該年4月1日現在）

2 政策的指標

	内 容
指標 4	地域密着型サービスの拠点整備を中心としていること ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス事業所を整備する場合
指標 5	サービス拠点相互の連携によるネットワーク形成を目指したものであること ・以下の要件を満たす場合 （1）サービス提供に当たっての連携体制 日常生活圏域内の関係団体・サービス事業者等で形成される協議会等サービス提供のための連携の場が開催されること （2）事業者の資質向上のための取組 関係団体等による資質向上のための研修会等が定期的に行われること
指標 6	既存資源を活用すること ・次のような既存資源の活用が図られる場合 （例）公民館等の公共施設の一部、保育所等の空き教室、商店街の空き店舗、企業の寮などの遊休施設 等
指標 7	元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したものであること ・以下の要件を満たす場合 （1）地域の元気な高齢者等や地域住民等の参画 シルバー人材センターとの連携、ボランティア活動などを通じて、地域の高齢者、障害者、地域住民等の参画が図られること （2）地域に開かれた運営 地域住民と利用者の交流の機会が設けられている、施設の職員による地域住民への介護教室・出前講座の開催、グループホームでの認知症窓口相談が行われる等、地域に開かれた運営が行われること
指標 8	未来志向の事業又は先駆性の高い事業を実施していること ・当該市町村が、在宅と施設の連携（ホームシェアリング）、認知症高齢者ケアの充実（地域見守りサービス）、権利擁護（成年後見制度を利用するための受け皿づくり等）その他の未来志向又は先駆性の高い事業を実施している場合
指標 9	給付適正化事業を実施していること ・当該市町村が地域支援事業等による給付適正化事業を実施している場合
指標 10	内閣府による地域再生計画の評価結果等の反映 ・「地域再生法」（平成17年法律第24号）及び「地域再生基本方針」（平成19年4月2日閣議決定）に基づく地域再生計画の評価結果を反映

別表 2

(1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る分

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単 位	4 対象経費
地域密着型サービスの拠点			面的整備計画に基づく施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～30,900千円の範囲で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
・特別養護老人ホーム	2,000～4,120千円の範囲で厚生労働大臣が認めた額	整備床数	
・ケアハウス	2,000～4,120千円の範囲で厚生労働大臣が認めた額	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～30,900千円の範囲で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	10,900千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,470千円	施設数	
・複合型サービス事業所	21,900千円	施設数	
介護老人保健施設	25,000～51,500千円の範囲で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
介護予防拠点	8,200千円	施設数	
地域包括支援センター	1,090千円	施設数	
生活支援ハウス	32,800千円	施設数	

平成26年度までの間、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した補助を実施。なお、基金が不足する自治体においては、本交付金による補助を実施。

25年度補正予算繰越分については、25年度配分基礎単価を適用するものとするが、別途指示する場合はこの限りではない。

(2) 地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る分

1 区分	2 配分基礎単価	3 対象経費
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業	10,290千円	面的整備計画に基づく第1欄の事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の促進のために必要な事業（平成25年度補正予算分）	10,290千円	
高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	3,000千円	
「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	3,000千円	
複合型サービス事業所等の設置による地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	3,090千円	
訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業	3,090千円	
都市型軽費老人ホーム及び小規模な養護老人ホームの開設のために必要な事業	() 309千円	
介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業	() 155千円	
その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	3,000千円	

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
施設の開設準備に要する経費を補助する事業	618千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	定員数（小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。）	面的整備計画に基づく第1欄の事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。
広域型施設 ・定員30人以上の次の施設 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム 小規模福祉施設等 ・定員29人以下の次の施設 小規模特別養護老人ホーム 小規模介護老人保健施設 小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所			

1 区分	2 交付基準単価	3 補助率	4 対象経費
定期借地権の利用により施設の整備を促進する事業	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1	1 / 2	面的整備計画に基づく第1欄の事業に必要な、定期借地権設定に際して授受される一時金であつて、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）
広域型施設 ・定員30人以上の次の施設 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム 小規模福祉施設等 ・定員29人以下の次の施設 小規模特別養護老人ホーム 小規模介護老人保健施設 小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所			

() については、1床当たりの単価

別表 3

先進的事業支援特例交付金の交付基準単価

(1) 介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業

1 区 分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
創 設	1,860千円	転換床数	介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
改 築	2,300千円	転換床数	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
改 修	930千円	転換床数	

(2) 先進的事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費	
特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業				
「個室 ユニット化」改修	1,090千円	整備床数	先進的事業整備計画に基づく事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
「多床室 ユニット化」改修	2,190千円	整備床数		
緊急ショートステイの整備事業	1,090千円	整備床数		
都市型軽費老人ホーム整備事業	1,640千円	整備床数		
施設内保育施設整備事業	10,900千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数		
市町村提案事業	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数		
小規模な養護老人ホーム整備事業	2,190千円	整備床数		
地域支え合いセンター整備事業	30,000千円(改修の場合は6,500千円)の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数		
既存施設のスプリンクラー設備等整備事業				
スプリンクラー設備				
1,000㎡以上の平屋建ての場合 (軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等については、1,000㎡以上の場合)	17,500円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと 1㎡あたり		
1,000㎡未満の場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額			
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額 / 1㎡と 2,320千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと		
300㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に自動火災報知設備を整備する場合	1,030千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数		
500㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	310千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額			
ア 広域型施設				
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人短期入所施設（併設を含む） 				
イ 地域密着型施設				
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム（定員29人以下） ・介護老人保健施設（定員29人以下） ・軽費老人ホーム（定員29人以下） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・複合型サービス事業所 				
ウ 有料老人ホーム				
エ 生活支援ハウス等（ ）				
生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事又は市町村長が特に必要と認めた施設を含む。				
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業				
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設 	14,700千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数		
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の対象施設であって、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた施設 	7,370千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額			

(注1) 平成26年度までの間は、特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業は、上記単価により介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した補助を実施。

(注2) 平成25年度補正予算繰越分については、25年度配分基礎単価を適用するものとするが、別途指示する場合はこの限りでない。

面的整備計画書

計画名称	
------	--

都道府県名		市町村名		区域	
-------	--	------	--	----	--

計画番号							-		
------	--	--	--	--	--	--	---	--	--

計画期間	平成	年度	～	平成	年度
------	----	----	---	----	----

1. 公的介護施設等の整備に関する目標

--

2. 日常生活圏域における公的介護施設等の整備状況

公的介護施設等の種類	施設数			定員			公的介護施設等の整備の目標を定めるに当たっての留意すべき課題
	(開所分)	(整備分)	(合計)	(開所分)	(整備分)	(合計)	

3. 計画の作成等に係る住民の意見の反映

住民意見の反映の仕組み
整備目標に対する住民意見の反映

4. 事後評価の方法等

評価の実施時期
評価の方法
評価の手順

7. 政策的指標関係(指標5、指標7～指標10関係)

以下については、6の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る分」について記載すること。

サービス拠点相互の連携によるネットワーク形成を目指したもの 指標5関係

番号	事業内容及び指標5に該当する具体的な根拠

元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したもの 指標7関係

番号	事業内容及び指標7に該当する具体的な根拠

当該市町村が未来志向の事業又は先駆性の高い事業を実施している 指標8関係

実施の有無	具体的な事業内容
有・無	

当該市町村が給付適正化事業を実施している 指標9関係

実施有り	・	実施無し
------	---	------

内閣府による地域再生の評価結果等の反映 指標10関係

提出あり	S	・	A	・	B
------	---	---	---	---	---

担当課名		担当係名		担当者名		連絡先(直通)		メールアドレス	
------	--	------	--	------	--	---------	--	---------	--

様式第1号 2

地域介護・福祉空間整備推進交付金（「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」事業）に係る事業計画確認シート

平成26年度当初予算にかかる事業（定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業）	
平成25年度補正予算にかかる事業（定期巡回・随時対応型訪問介護看護の促進のために必要な事業）	

該当する事業に○を付すこと。

計画名称		都道府県名	
市町村名		区域名	

1. 事業実施（予定）事業所情報

事業者名			
法人種別		開設予定年月日	平成 年 月 日
併設（予定）の事業所・施設状況（介護・医療サービスに限る）			
事業（サービス）名	利用者（定員）数（人）		
利用者（定員）欄については、短期入所・居住・施設系サービスについては利用（入所）定員数を、その他サービスは利用実人員を記載すること。事業の規模に応じ適宜、行の追加等を行うこと。			

2. 事業の対象となる圏域の情報について

第1号被保険者数（人）		平成 年 月 時点				
	総数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
在宅要介護者数（人）						
うち独居・高齢者のみ世帯の者（人）						

把握できる直近のデータを記載すること。

3. サービスの利用者数見込み

当該区域における需要予測	総数（人）	見込み数の考え方
「2.」のうち、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」利用者数見込み（潜在的需要見込み数）及びその考え方について記載すること。		
開設初年度		
当該事業所の「開設初年度」における利用者数見込み及びその考え方を記載すること。		
2年度目		
当該事業所の「2年度目」における利用者数見込み及びその考え方を記載すること。		

4. 区域内における既存の夜間対応型訪問介護事業所の状況

事業所名	開設年月日	利用者数	端末所有数	備考（未使用端末の状況等）

把握できる直近の情報を記載すること。

今回協議対象の事業所との関係

今回協議対象の事業所との関係

既存の夜間対応型訪問介護事業所が存在し、当該事業所におけるサービス利用状況が低調である場合に今回協議が必要な理由を記載すること。

5. 市区町村における支援体制（事業のPR等）

--

6. 地域介護・福祉空間整備推進交付金の申請（予定）額

		金額（千円）	備考
総事業費			
内訳	オペレーションシステム一式		
	ケアコール端末の購入（テレビ電話等含む）		購入端末数 個（人分）
	ICTを活用した、訪問介護員等がサービス提供の状況をリアルタイムで情報共有するため携帯する端末		購入端末数 個
	その他物品等の購入		具体例（ ）
	その他必要な経費		具体例（ ）
対象経費の実支出額			
内訳	オペレーションシステム一式		
	ケアコール端末の購入（テレビ電話等含む）		購入端末数 個（人分）
	ICTを活用した、訪問介護員等がサービス提供の状況をリアルタイムで情報共有するため携帯する端末		購入端末数 個
	その他物品等の購入		具体例（ ）
	その他必要な経費		具体例（ ）
交付（予定）額			

担当課・係名		担当者名		連絡先（直通）		メールアドレス	
--------	--	------	--	---------	--	---------	--

様式第1号 3

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に関する需要見込等確認シート
 (小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、複合型サービス事業所)

都道府県名		市区町村名	
日常生活圏域名		整備対象施設	
整備計画名			

1. 新設する施設・事業所の情報について

事業者名			
法人種別		開設予定年月日	平成 年 月 日
所在地		利用者(定員)数(人)	

併設(予定)の施設・事業所の状況 (介護・医療サービスに限る)

事業(サービス)名	利用者(定員)数(人)

・利用者(定員)数欄については、短期入所・居住・施設系サービスについては利用(入所)定員数を、その他サービスは利用実人員を記載すること。
 ・事業の規模に応じ適宜、行の追加等を行うこと。

施設・事業所の整備に際しての公募の条件について

公募の際の条件の有・無

有の場合：公募の際に施設の併設等の条件を付している場合は、その内容・施設種別等について詳細に記載すること。

2. 新設する施設・事業所がサービスを提供する圏域の情報について

第1号被保険者数(人)		平成 年 月時点
-------------	--	----------

	総数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
在宅要介護認定者数(人)						
うち独居・高齢者のみ世帯の者(人)						

・把握できる直近のデータを記載すること。

3. 新設する施設・事業所の整備予定地周辺の既存の類似施設・事業所の整備状況及び利用状況について

事業(サービス)種別	法人種別	開設年月日	利用者(定員)数	利用率(%)

・利用者(定員)数欄については、短期入所・居住・施設系サービスについては利用(入所)定員数を、その他サービスは利用実人員を記載すること。
 ・事業の規模に応じ適宜、行の追加等を行うこと。

() 利用率が低調(50%未満程度)となっている場合の施設の状況及び今後の利用率の見込について考察し、記載すること。

・利用率の定義：小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所以外の場合(実際の延べ入所・利用者数) / (開所日数 × 入所・利用定員)
 ・利用率の定義：小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の場合(実際の登録数) / (施設の登録定員)

4. 3の利用状況を踏まえた、新設する施設・事業所の需要見込みについて

年間見込総数(人)		各月の延利用者数見込み(人)												
開設初年度	見込数	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当該事業の「開設初年度」における各月の延利用者数見込みを記載すること。年度途中での開設の場合は、開設月以降の見込みを記載すること。														
2年度目	見込数	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当該事業の「2年度目」における各月の延利用者数見込みを記載すること。														

5. 4で算出した需要見込人数の方法について(既存の地域密着型施設等の利用状況の勘案など)

6. 施設・事業所の整備後、利用状況の把握方法及び利用率向上に向けた取り組み等について

担当課・係名		担当者名		連絡先(直通)		メールアドレス	
--------	--	------	--	---------	--	---------	--

面的整備計画書

計画名称

都道府県名 市町村名 区域

計画番号 -

計画期間 平成 年度 ~ 平成 年度

整備計画に記載された目標達成のために必要な公的介護施設等の整備事業、その費用の額及び交付予定額等

当該年度分													
(単位：千円)													
整理番号	公的介護施設等の種類	単位			既存資源の活用		対象経費の 実支出(予定)額	配分基礎 単価	加算額	交付 (予定)額	年度	年度	年度交付
		施設数	整備床数	件数	活用する既存資源及びその状況	既交付決定額					既交付決定額	(予定)額	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
合 計					-	0	0	0	0	0	0	0	0

特別法等の適用 沖縄 公害 地震 南海 特豪

当初計画と変更がある場合は、当初計画を下表に記入すること。(変更箇所は朱書きで記入すること。)

当初計画													
(単位：千円)													
整理番号	公的介護施設等の種類	単位			既存資源の活用		対象経費の 実支出(予定)額	配分基礎 単価	加算額	交付 (予定)額	年度	年度	年度交付
		施設数	整備床数 又は 上ト数	件数	活用する既存資源及びその状況	交付額					交付額	(予定)額	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
合 計					-	0	0	0	0	0	0	0	0

特別法等の適用 沖縄 公害 地震 南海 特豪

担当課名 担当係名 担当者名 連絡先(直通) メールアドレス

介護療養型医療施設転換整備計画書

計画名称	
------	--

都道府県名		市町村名	
-------	--	------	--

1. 介護療養型医療施設の転換に関する目標

2. 市町村内における介護療養型医療施設の状況

介護療養型医療施設を有する施設等の名称	設置主体	設置場所	病床数	転換等予定年度	介護療養型医療施設の転換等に関する目標を定めるに当たっての留意すべき事項

3. 目標達成のために改修等が必要な施設の名称、整備区分、その費用の額及び交付予定額等

(単位: 千円)

介護療養型医療施設を有する施設等の名称	設置主体	整備区分	転換後の施設種別	転換前床数		転換後床数	対象経費の実支出(予定)額	交付基準単価	算定基準による算定額	交付(予定)額
					うち転換床数					
					a		b	c	d(a×c)	e(bとdのいずれか低い方)
合計										

設置主体が変更となる場合、変更前の設置者と変更後の設置者を記載すること

担当課名	担当係名	担当者名	連絡先(直通)	メールアドレス
------	------	------	---------	---------

先進的事業整備計画書

計画名称	
------	--

都道府県名	市町村名	
-------	------	--

1. 先進的な事業を行うための基盤整備に関する目標

2. 市町村内における特別養護老人ホームの状況

特別養護老人ホーム の施設名称	設置主体	設置場所	居室形態			合計
			ユニット型 個室	左記以外の 個室	多床室	
合 計						

ユニット型個室割合	%
-----------	---

3. 目標達成のために整備が必要な施設の名称、その費用の額及び交付予定額等

既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業

(単位: 千円)

施設名称	設置主体	設置場所	定員		対象経費の実 支出(予定)額	交付基準単価	算定基準による 算定額	交付(予定)額
			現員	うち個室化 改修分				
				a	b	c	d (a x c)	e (b と d のいずれか低い方)

平成25年度においては、各都道府県に設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金により支援を実施

特別法等の適用	公害	沖縄	特豪
---------	----	----	----

緊急ショートステイの整備事業

(単位: 千円)

緊急ショートステイ を整備する施設の種類	施設の名称	設置主体	設置場所	整備床数	対象経費の実 支出(予定)額	交付基準単価	算定基準による 算定額	交付(予定)額
				a	b	c	d (a x c)	e (b と d のいずれか低い方)

都市型軽費老人ホーム整備事業

(単位: 千円)

施設名称	設置主体	設置場所	定員	対象経費の実 支出(予定)額	交付基準単価	算定基準による 算定額	交付(予定)額
			a	b	c	d (a x c)	e (b と d のいずれか低い方)

特別法等の適用	南海
---------	----

施設内保育施設整備事業

(単位：千円)

設置主体	施設種別	定員数	工事区分等		対象経費の実支出(予定)額 a	交付基準単価 b	交付(予定)額 c(aとbのいずれか低い方)	備考
			工事区分	財産処分				

施設種別欄について、上段には施設種別を、下段には当該保育施設の設置場所が上段の施設の「敷地内」か「敷地外」であるかを記入すること。
 工事区分欄について、当該保育施設の設置に係る工事の形態について記入すること(施設内に新たに建設する場合：創設、既存施設の一部改修の場合：改修)。
 財産処分欄について、当該保育施設の設置に当たり、財産処分の必要が生じる場合に「有り」と記入すること。

市町村提案事業

【具体的内容】	対象経費の実支出(予定)額
	千円
	交付(予定)額
	千円

小規模な養護老人ホーム整備事業

(単位：千円)

施設名称	設置主体	設置場所	定員 a	対象経費の実支出(予定)額 b	交付基準単価 c	算定基準による算定額 d(a×c)	交付(予定)額 e(bとdのいずれか低い方)

特別法等の適用 南海

地域支え合いセンター整備事業

【具体的内容】	対象経費の実支出(予定)額
	千円
	交付(予定)額
	千円

既存施設のスプリンクラー設備等整備事業

(単位：千円)

スプリンクラー設備等を設置する施設の種別	施設の名称及び設置主体	事業開始年月	定員数(人)	補助対象床面積(m ²) a	交付基準単価				算定基準による算定額 e=(a×b)+c+d	対象経費の実支出(予定)額 f	交付(予定)額 g(eとfのいずれか低い方)	備考
					スプリンクラー設備(1m ² あたり) b	自動火災報知設備等を設置する場合 c	消火ポンプユニット等を設置する場合 d					

事業開始年月欄について、計画策定時において施設建設中である場合は、着工年月及び竣工予定年月を記入すること。
 複合施設の場合、併設されている施設種別、床面積、及び消防署の指導内容等を備考欄に記載すること。

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

(単位：千円)

施設の種類	施設の名称	設置主体	事業開始年月 日	事業内容	総事業費	対象経費の 実支出 (予定)額 a	交付基準準備 b	交付(予定)額 c (aとbのいずれか低 い方)	備考

担当課名		担当係名		担当者名		連絡先 (直通)		メール アドレス	
------	--	------	--	------	--	-------------	--	-------------	--

様式第4号 2

先進的事業支援特例交付金（市町村提案事業）に係る事業計画確認シート

計画名称		都道府県名	
市町村名		区 域	

1. 詳細な事業計画・事業内容

事業の目的

--

事業の内容

--

施設名称及び設置場所

施設名称	
設置場所	

設置主体 種別欄には法人種別（社会福祉法人、株式会社等）を、概要欄には定款等に記載された目的・活動・事業等を記載すること。

名称		種別	
概要			

整備事業に要する費用 見積書（業者の見積りが提出できない場合は、市町村の建設部局等のものでも可）を添付すること。

総事業費		(単位：千円)
対象経費の実支出額		
交付（予定）額		

対象施設の面積等 平面図、位置図、写真（建設予定地の状況や既存施設の改修の場合、現況等）を添付すること。

敷地面積		(単位：㎡)
延床面積		
うち事業対象部分の面積		

2. 当該事業が「先進的」である理由 当該事業が全国的に見て先進的な事業であるとする理由を記載すること。

--

3. 当該事業の利用者数見込み

当該区域における需要予測		見込み数の考え方												
月間見込総数（人）														
当該事業の利用者数見込み（潜在的な需要見込み数）及びその考え方について記載すること。														
年間見込総数（人）		各月の延利用者数見込み（人）												
開設初年度		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当該事業の「開設初年度」における各月の延利用者数見込みを記載すること。年度途中での開設の場合は、開設月以降の見込みを記載すること。		見込数												
2年度目		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当該事業の「2年度目」における各月の延利用者数見込みを記載すること。		見込数												

4. 当該事業に係る運営費（ランニングコスト）の年間収支見込み 収入及び支出の予定及び考え方を記載すること。

--

5. 当該事業により期待される事業効果

--

6. 過去の「市町村提案事業」実施状況及び整備した施設の利用状況

事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体			利用状況													
実施年度	計画名		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	施設名		延利用者数（人）													
	設置主体															
実施年度	計画名		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	施設名		延利用者数（人）													
	設置主体															
実施年度	計画名		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	施設名		延利用者数（人）													
	設置主体															

過去に「市町村提案事業」により整備した施設について、事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体及び直近の1年度（4月～3月）の月別延利用者数を記載すること。なお、延利用者数欄には、施設全体ではなく当該事業により整備した部分（多世代交流スペース・コミュニティカフェ等）の延利用者数を記載すること。また、前年度に事業を実施し、竣工・開設前で利用実績が無い施設及び利用者数を把握していない施設については、実施年度、計画名、施設名、設置主体のみ記載すること。記入欄が足りない場合は、同等の様式を作成の上、別紙にて提出すること。

7. 施設・事業所の整備後、利用状況の把握方法及び利用率向上に向けた取り組み等について

--

担当課・係名	担当者名	連絡先（直通）	メールアドレス
--------	------	---------	---------

高齢者安心住空間整備事業計画書

計画名称			
都道府県名	市町村名		

1. 高齢者安心住空間整備事業を行うための基盤整備に関する目標

(1) 面的整備計画に係る整備事業

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る分

(単位：千円)

番号	公的介護施設等の種類	単位		既存資源の活用		対象経費の実支出(予定)額	配分基礎単価	加算額	交付(予定)額	交付		
		施設数	ユニット数	件数	活用する既存資源及びその状況					〃年度交付	〃年度交付	〃年度交付
										(予定)額	(予定)額	(予定)額
	介護給付等対象サービスを提供する施設											
合 計					-							

特別法等の適用	沖縄	公害	地震	南海	特豪
---------	----	----	----	----	----

地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る分

(単位：千円)

番号	事業の具体的内容	対象経費の実支出(予定)額	配分基礎単価	交付(予定)額	〃年度交付(予定)額	〃年度交付(予定)額	〃年度交付(予定)額
合 計							

(2) 先進的事業整備計画に係る整備事業

緊急ショートステイの整備事業

(単位：千円)

緊急ショートステイを整備する施設の種類	施設の名称	設置主体	設置場所	整備床数	対象経費の実支出(予定)額	交付基準単価	算定基準による算定額	交付(予定)額
				a	b	c	d(a×c)	e(bとdのいずれか低い方)

都市型軽費老人ホーム整備事業

(単位：千円)

施設名称	設置主体	設置場所	定員	対象経費の実支出(予定)額	交付基準単価	算定基準による算定額	交付(予定)額
			a	b	c	d(a×c)	e(bとdのいずれか低い方)

特別法等の適用	南海
---------	----

施設内保育施設整備事業

(単位：千円)

設置主体	施設種別	定員数	工事区分等		対象経費の実支出(予定)額 a	交付基準単価 b	交付(予定)額 c (aとbのいずれか低い方)	備考
			工事区分	財産処分				

施設種別欄について、上段には施設種別を、下段には当該保育施設の設置場所が上段の施設の「敷地内」か「敷地外」であるかを記入すること。

工事区分欄について、当該保育施設の設置に係る工事の形態について記入すること(施設内に新たに建設する場合：創設、既存施設の一部改修の場合：改修)。

財産処分欄について、当該保育施設の設置に当たり、財産処分の必要が生じる場合に「有り」と記入すること。

市町村提案事業

	対象経費の実支出(予定)額
	千円
	交付(予定)額
	千円

小規模な養護老人ホーム整備事業

(単位：千円)

施設名称	設置主体	設置場所	定員 a	対象経費の実支出(予定)額 b	交付基準単価 c	算定基準による算定額 d (a×c)	交付(予定)額 e (bとdのいずれか低い方)

特別法等の適用 南海

地域支え合いセンター整備事業

	対象経費の実支出(予定)額
	千円
	交付(予定)額
	千円

面的整備計画及び先進的事業計画に係る整備事業等を実施する場合は、各様式の再掲として記載する事とする。

担当課名	担当係名	担当者名	連絡先(直通)	メールアドレス
------	------	------	---------	---------